○東御市スポーツ及び芸術文化の全国大会等出場激励金交付要綱

平成30年３月30日

告示第26号

（趣旨）

第１条　この告示は、市のスポーツ及び芸術文化の振興並びに市民のスポーツ及び芸術文化活動に対する意識の高揚を図るため、全国大会等に出場する選手に対し、予算の範囲内で激励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　全国大会等　県大会等の予選会又は競技成績等による選考を経て出場する全国的又は国際的な競技会、発表会等をいう。

(2)　選手　全国大会等に出場する資格を得た者（団体競技の場合は、大会の実施要項等に基づき登録された選手のほか、その監督、コーチ及びマネージャーを含む。）をいう。

（交付対象者）

第３条　激励金の交付の対象となる選手は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　市内に住所を有する者

(2)　市内の事務所又は事業所等に勤務する者

(3)　市内の学校に在学する者（東御市教育事業補助金交付要綱（平成16年東御市告示第15号）による補助金の交付対象となる者は除く。）

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

（激励金の額等）

第４条　激励金の額は、別表に掲げるとおりとする。

２　前項に定めるもののほか、市長が特に必要と認める場合については、市長が別に定める額により激励金を交付するものとする。

３　激励金の交付は、一の交付対象者につき一の年度内に３回限りとする。

（交付の申請）

第５条　激励金の交付を受けようとする選手は、東御市全国大会等出場激励金交付申請書（様式第１号）に全国大会等への出場資格を証する書類、全国大会等の実施要領等を添えて市長に提出するものとする。

（交付の決定）

第６条　市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、激励金の交付を決定したときは、東御市全国大会等出場激励金交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（激励金の返還）

第７条　市長は、激励金の交付を受けた選手が次の各号のいずれかに該当するときは、当該激励金の返還を求めるものとする。

(1)　出場する全国大会等が中止となったとき。

(2)　出場する全国大会等への出場を辞退し、又は取り消されたとき。

(3)　偽りその他不正の手段により激励金の交付を受けたとき。

（補則）

第８条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成30年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

１　スポーツの全国大会等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | | 金額 |
| オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会 | | 選手１人につき100,000円とし、団体競技については、１団体1,000,000円を限度とする。 |
| 国際大会（オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会は除く。） | 国外会場 | 選手１人につき30,000円とし、団体競技については、１団体600,000円を限度とする。 |
| 国内会場 | 選手１人につき20,000円とし、団体競技については、１団体400,000円を限度とする。 |
| 全国大会 | | 選手１人につき5,000円とし、団体競技については、１団体100,000円を限度とする。 |
| 北信越地区を超えて開催される大会で、最高位の大会が全国大会未満の場合 | | 選手１人につき3,000円とし、団体競技については、１団体60,000円を限度とする。 |

２　芸術文化の全国大会等

選手１人につき5,000円とし、団体競技については、１団体100,000円を限度とする。



